

ヘアメイク Be 美 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和11年11月30日までの5年間
2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、
育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し 周知を図る。

〈対策〉

- 令和6年12月～ 社員のニーズ把握、検討開始
- 令和7年 4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布し全社員へ周知を図る
- 令和8年 4月～ 社員に再度周知を図る

目標2：看護休暇を取得できる子の範囲を小学校3年までに拡大する。

〈対策〉

- 令和7年 1月～ 社員のニーズ把握、検討開始
- 令和7年 3月～ 制度導入
朝礼で社員への周知を図る